

当座勘定規定 変更履歴

【改正日 令和8年1月5日】

変更箇所	変更後	変更前	改正内容
第8条 手形、小切手用紙等	第8条（手形、小切手用紙等） (5) <del>払戻請求書</del> の交付請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。	第8条（手形、小切手用紙等） (5) <u>手形用紙、小切手用紙および払戻請求書の交付請求</u> があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。	手形・小切手帳の発行停止につき払戻請求書の取扱いになります。
第13条 支払保証に代わる取扱い	第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。	第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。 <u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u>	手形・小切手帳の発行停止につき、自己宛小切手も発行停止となります。
約束手形用法	約束手形用法 <del>削除</del>	約束手形用法 <u>8. 手形用紙は、当金庫所定の依頼票により請求してください。</u>	手形・小切手帳の発行停止となります。
小切手用法	小切手用法 <del>削除</del>	小切手用法 <u>8. 小切手用紙は、当金庫所定の依頼票により請求してください。</u>	手形・小切手帳の発行停止となります。
為替手形用法	為替手形用法 <del>削除</del>	為替手形用法 <u>10. 手形用紙は当金庫所定の依頼票により請求してください。</u>	手形・小切手帳の発行停止となります。